平成 29 年 2 月 27 日

MY企業年金通信

No. 2016－08

明治安田生命保険相互会社
総 合 法 人 業 務 部
団体年金コンサルティング室
ＴＥＬ：03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内　　容	関連制度		
1	【制度関連】厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について	厚年基金	ＤＢ	~~ＤＣ~~

ポイント

１．厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について

平成２９年４月１日以降に適用される次の予定利率が、２月２１日付で公布・通知されました。

ア．掛金を計算する際の予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）＝「▲０．１%」

平成２８年度に適用されていた率は「０．３%」で０．４ポイントの引下げとなります。

初めてマイナスの利率が適用されることとなります。

イ．最低積立基準額を計算する際の予定利率 ＝「１．４６%」

平成２８年度に適用されていた率は「１．７６%」で０．３０ポイントの引下げとなります。

１．掛金計算に適用される予定利率の下限について

平成２９年４月以降を基準日として、厚生年金基金や確定給付企業年金の掛金率（額）を算定する場合に適用する予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）が「▲０．１%」に設定されました。

年　　度	下限予定利率
平成２５年度	０．８%
平成２６年度	０．７%
平成２７年度	０．５%
平成２８年度	０．３%
平成２９年度	**▲０．１%**

【厚生労働省告示第４５号】、【通知「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について】

下限予定利率は「直近５年間に発行された１０年国債の応募者利回りの平均又は直近１年間に発行された１０年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率」を基準として設定されています。（「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」第４）

平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日までを基準日として掛金率（額）を算定する場合（財政再計算・変更計算等）の予定利率は、「▲０．１%」を下回ることができなくなります。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

２．最低積立基準額の計算に適用される予定利率について

平成２９年４月以降を基準日として、厚生年金基金と確定給付企業年金の最低積立基準額を計算する場合に適用する予定利率が「１．４６％」に設定されました。

年　　度	予定利率
平成２５年度	２．１３％
平成２６年度	２．００％
平成２７年度	１．９０％
平成２８年度	１．７６％
平成２９年度	**１．４６％**

【厚生労働省告示第４６号・４７号】

最低積立基準額の計算に適用される予定利率は「５年間に発行された３０年国債の利回り」を勘案して定められています。(確定給付企業年金法施行規則第５５条第１項第１号)

「１．４６％」は、平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日までを基準日とする非継続基準の財政検証に適用される利率です。**(平成２９年３月末決算は、平成２８年度の予定利率を適用)**

この予定利率は代議員会の議決や労働組合等の同意を条件に次の範囲で変更することが可能です。

年　　度	告示の予定利率	乗数	変更後の予定利率
平成２８年度	１．７６％	０．８～１．２	**１．４０８％～２．１１２％**
平成２９年度	１．４６％	０．８～１．２	**１．１６８％～１．７５２％**

最低積立基準額は、非継続基準の財政検証において、最低保全給付を「予定利率・予定死亡率」で割引計算して算出するため、最低積立基準額と予定利率の関係は、次のとおりとなります。

予定利率の引上げ ⇒ 最低積立基準額の減少　　予定利率の引下げ ⇒ 最低積立基準額の増加

◎予定利率を変更した際の最低積立基準額の影響イメージ（平成 29 年度決算で 1.752%適用の場合）

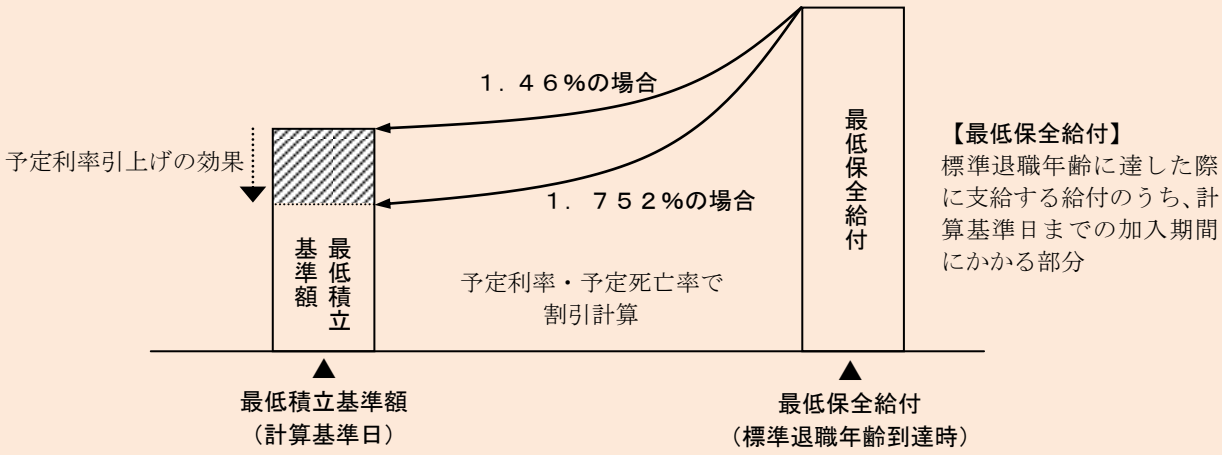

【最低保全給付】
標準退職年齢に達した際に支給する給付のうち、計算基準日までの加入期間にかかる部分

公布された【厚生労働省告示第４５号・４６号・４７号】は次のＵＲＬにてご確認ください。

・https://kanpou.npb.go.jp/20170221/20170221h06962/20170221h069620003f.html

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。